山田第二小学校　いじめ防止基本方針

吹田市立山田第二小学校
令和７（２０２５）年４月

第１（いじめの基本認識）

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない」(「いじめ防止対策推進法」)で、個々の行動がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行う必要がある。

第２（目的）

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。本校におけるすべての教職員が「いじめに関する認識から取組」に至るまで、共通認識のもと組織的・計画的に取り組んでいく「行動計画」となるものである。

第３（いじめの防止）

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

１．いじめを未然に防ぐための教職員の基本姿勢として、次にあげる事項に努める。

（１）子どもに対する受容的・共感的態度
- ・子どもの良さをたくさん見つけ、認め、褒めることができる実行力
- ・子どもの話への積極的な傾聴と共感
- ・子どもの言動の背景（家庭・育ちの特性）を含めた一人ひとりへの受容
- ・子どもの小さな変化を見逃さない感性と洞察力

（２）教職員の言動が、子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識する。

（３）大勢の前で特定の子どもたちの負のイメージとなる言動をとったり、冷やかしたりする軽率な振る舞いが子どものいじめを誘発、助長している可能性があることを意識する。

２．児童一人ひとりの尊厳が守られいじめに向かわせない為の未然防止に、全ての教職員が組織的に取り組む。

（１）日常的に児童の行動の様子を把握する。

（２）欠席日数や部活動・行事等の参加状況等を注視し、情報を共有する。

（３）「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
（この組織は、生活指導部会を中心とし、必要に応じて、校長、教頭、生徒指導主事、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕、心理等の専門的知識を有する者〔教育相談員〕、その他の関係者により構成する）

（４）いじめの防止等に関する年間計画を策定する。

（５）心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。また、教育委員会等と連携し、教職員研修の充実を図る。

（６）年間計画を策定・改訂する際、ＰＴＡ・学校評議員に意見を求める。

３．児童のいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育み、児童らがいじめについて学ぶ取組を進める。

（１）教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。

（２）読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

（３）言語活動を充実させ、児童・生徒のコミュニケーション能力を向上する。

（４）児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

（5）ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
（6）すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫するなど、わかる授業づくりを進める。
（7）インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

第４（早期発見）

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

（1）日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
（2）学級アンケートを学期に一度実施する。
（3）教育相談の担当者から、いじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）等の情報を収集するとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

第５（いじめに対する措置）

いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

１．発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生活指導部会で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

（1）いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
①事実確認　②レベルの判断　③対応の決定　④連絡機関の確認　　⑤担任の確認
（2）事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
（3）被害児童に寄り添い、支える体制づくりを整えるとともに、加害児童に対して継続的な指導を行う。
（4）好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
（5）いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
（6）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
（7）「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。

２．重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

（1）いじめにより被害児童・生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
（2）調査チームは、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
（3）必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

第６（解決から事後指導）

いじめの発生から「解決」を確認するまで、追求する。「解決」の確認には校長があたる。
①解決の報告　②校長のフォロー　③事後観察や聞き取り（１週間後、１ヶ月後、３ヶ月後）

第７（その他）

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

❖ 幼小中一貫教育

吹田市の教育施策の一つである幼小中一貫教育において、千里丘中学校ブロック（千里丘中学校・東山田幼稚園・東山田小学校・山田第二小学校・千里丘北小学校）では、下記のさまざまな子どもたちの交流や教職員研修を行っています。

取り組み例

９月　教職員のブロック夏季合同研修会が開催されています。
各教科・領域に分かれて分科会を実施しています。
幼稚園・小学校・中学校の各職員が話し合い、いつも有意義な時間となっています。

１１月　３小学校の５年生が、親睦を目的に交流をしています。ドッジボール大会や大縄大会等の活動を通して、楽しい時間を過ごすことができています。

１月　持ち回りで学校公開を行っています。全学級の授業の様子を全職員が知ることで、ブロックの児童・生徒の共通課題を把握します。

１月　３小学校の６年生が全員千里丘中学校に集まって、「児童・生徒間の交流を深める」ことと、「中学生が持つ知識や技能にふれることで小学校の活動に活かす」、「小学生の中学校生活に対する不安を和らげる」ことを目的に、中学校体験授業とクラブ見学が行われます

中学校　体験授業・クラブ見学の様子

千里丘中学校ブロックでは、幼小中一緒に年間を通して色々な行事の交流を行っています。
９年間の教育課程を視野に入れた取り組みを行っています。